



KTCC

協同  
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2026  
5月号  
Vol.25

# KTCC NEWS

～世界の人々に日本を好きになってもらう～

## 『KTCC NEWS』5月号を

お届けいたします



拝啓 薫風の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合では、私どもの活動を多くの方に知っていただきたく、広報誌を毎月発行しております。紙面では実際に外国人材を活用されている企業様のお声、外国人材の活躍の様子、業界の最新ニュースなどをご紹介します。

ご高覧いただけましたら幸いです。

敬具



### 組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「外国人技能実習制度」の監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「特定技能制度」の登録支援機関でもあります。



20年以上に渡る企業と外国人材へのサポート実績に高い評価を頂き、全職員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。

外国人材に関する疑問やご質問がございましたら、ぜひお問合せください。

## 企業様 定期訪問時の「日本語スピーチ」取材しました!



月に1度の定期訪問の際に技能実習生が「日本語スピーチ」に取り組む企業様取材しました。  
(詳しくは中面をご覧ください)



### 5月号のTOPICS

定期訪問時の日本語スピーチ / KTCC業界ニュース  
現場向け手引書 / 日本語能力試験N1合格者表彰式

# Topic 定期訪問時の「日本語スピーチ」

弊組合では、日本語でのスピーチを重視しています。自ら内容と構成を考え、日本語を調べて、書いて、読み上げる。この一連の取り組みが、技能実習生の豊かな人間性を育みつつ、日本語力を総合的に高めます。

大阪府の金属プレス加工業のF社様には、8名のベトナム人技能実習生が在籍しています。毎月の定期訪問時には、数人が日本語でスピーチを行います。日本語で書いたスピーチ原稿を準備し、日本語の発音も確認して、発表に臨みます。今月号では、3月の定期訪問時に発表をした実習生のスピーチ内容をそのまま紹介します。



ハーさん  
2024年10月入国

## 【コメント】

原稿を準備する際に日本語の文法や語彙、日本の文化を調べる良い機会になっています。私はインターネットでいろいろと調べ物をして書いています。

「日本の春になると、桜の花がきれいに咲きます。桜は日本でとても有名な花で、多くの人に愛されています。三月から四月になると桜の木はピンクの花でいっぱいになります。天気が暖かくなるので、人々は公園や川の近くに行き、桜を見ながら散歩したり、写真を撮ったりします。これを花見といいます。花見の時、家族や友達と一緒に食べ物や飲み物を持って行って、木の下で楽しい時間を過ごします。しかし、桜の花は長い時間咲きません。普通は一週間ぐらいで散ってしまいます。だから、多くの方は今、見ないとすぐ終わる、と思って、忙しくても桜を見に行きます。夜になるとライトで桜を照らすこともあります。これは夜桜と呼ばれて、とてもきれいです。桜の季節は短いですが、日本の春を感じる大切な時間だと思います。私も桜を見ると、春が来たと感じて、とてもうれしい気持ちになります。」



アインさん  
2024年10月入国

## 【コメント】

スピーチ用の原稿を書く時に日本語の新しい言葉を調べるので、勉強になります。難しいと感じることもありますが、日本語スピーチの取り組みが好きです。



トゥイさん  
2024年10月入国

## 【コメント】

日本語スピーチは、日本語を書く練習にもなっています。私にとっては、新しい日本語を覚える良い機会です。

「日本では梅の花は春の訪れを知らせる美しい花として知られています。梅の花は、冬の終わりから春の初めにかけて咲き、白や薄いピンク、濃いピンクなど、様々な色があります。小さくてかわいい花とやさしい香りは、多くの観光客を惹きつけます。桜のお花見ほど有名ではありませんが、梅の花が見られることは、多くの人に愛されている証です。人々は家族や友達と一緒に公園へ行き、花を見ながら春の始まりを感じます。梅の花を見ることは、日本の自然の美しさを感じるだけでなく、新しい季節の始まりを楽しむ方法でもあります。」

「先週末、妹と私は一緒に河津桜を見に行きました。天気もよく、晴れていて、とても気持ちがよいです。河津桜が満開で、ピンクの花びらが風になびいて、とてもきれいです。妹と私は、歩き回り、写真を撮り、楽しく話しました。私たちも桜の木の下に座って、花を眺めたり、しばし、休憩をしたりしました。今日は、私にとって、とても幸せで思い出に残る日です。」

## 企業様のコメント

実習生達には、感受性豊かであって欲しいです。日本と自国の違いや気づき、心や目で感じる力、そういう部分を日本語スピーチで伸ばして欲しいと思います。内容については、アドバイスはしますが、修正などはしません。あくまで発表する本人の感性を大切にしています。



実習生達が書いたスピーチ用の原稿。毎月個性がキラリと光るスピーチを披露しています！

日本語の勉強にも役立つ「日本語スピーチ」。組合としても重要な取り組みとして、今後も推奨・支援していきます。具体的な方法や日本語学習への効果を知りたい企業様は、お気軽に企業担当者へおたずねください。



# 外国人材 業界ニュース

外国人材受入れに関する制度内容や最新情報、受入れに関するアイデアなど、多様な視点の外国人材に関するニュースを毎月お届けします。



## 特定技能制度「外食業分野」における重要な運用変更について

令和8年3月27日、農林水産省および出入国在留管理庁より、「外食業分野」における特定技能1号の受入れ上限（5万人）到達見込みに伴い、「在留資格認定証明書の交付停止」等の方針が発表されました。現在、同分野の在留者数は本年2月末時点で約4万6千人（速報値）に達しており、本年5月頃には上限に到達する見込みとされています。これを受け、以下のとおり厳しい制限措置が講じられる予定です。

### 【運用の変更点（令和8年4月13日以降）】

#### ・新規入国の制限

4月13日以降に出入国在留管理庁へ申請される外食業分野の特定技能への認定は原則として不交付となります。

#### ・在留期間の更新

すでに特定技能1号として就労している方の在留期間更新については、従来どおり審査が行われます。

#### ・国内変更の制限

日本に在留中の他の在留資格から外食業分野の特定技能への変更についても、同日以降の申請は原則として不許可となります。

※ただし、技能実習（医療・福祉施設給食製造作業）からの移行や、既に外食業分野に係る特定活動（特定技能1号移行準備）の許可を受けており、特定技能1号（外食業分野）に移行する方は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次許可します

### 【今後の見通し】

受入れの上限は、人手不足の状況や国内人材確保の取り組み、日本人雇用への影響等を踏まえ、閣議決定により2028年度末までの上限として設定されているものです。このため、「外食業分野」においては、新規申請の受付が2029年度開始まで再開されない可能性が高い状況となっております。

**★人材確保をご検討中の外食企業様および「外食分野」への転職を考えている実習生におかれましては、今回の運用変更を鑑み、早めの対策と適切なご判断、ご準備が重要となります。**

#### ・参考「特定技能の受入れ状況」（2025年12月末時点）

各分野においても受入れ人数は増加傾向にあり、今後、同様の制限が生じる可能性がございます。

特定産業分野	飲食品製造業	介護	工業製品製造業	建設	外食業	農業	造船・船用工業	ビルクリーニング
受け入れ見込み数(上限) 人	133,500	126,900	199,500	76,000	50,000	73,300	23,400	32,200
在留外国人数(人)	93,393	67,871	56,736	49,323	43,869	37,952	11,204	8,395
特定産業分野	漁業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業	鉄道	木材産業	林業
受け入れ見込み数(上限) 人	14,800	9,400	4,900	14,800	22,100	2,900	4,500	900
在留外国人数(人)	4,590	4,560	2,260	1,968	151	54	15	0

参考資料／出入国在留管理庁HP「特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について」（令和8年3月27日）  
[https://www.otit.go.jp/employment\\_for\\_skill\\_development/01/index.html](https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/01/index.html)

特定技能制度の詳しい内容や今後の特定技能制度の情報、貴社の業務内容に適した外国人材の受入れなどについても、情報収集段階でも構いませんので、ぜひお気軽にお問合せください。



# 現場向け手引書

実際に外国人材を受入れる企業様向けに、すぐに役立つ旬の情報を発信！  
日々の業務や指導、外国人材とのコミュニケーションにお役立てください。



## 自社での外国人雇用は、「在留カード」を徹底確認！



企業様で外国人を直接雇われる際は、まず「在留カード」の内容をしっかりと確認してください。在留資格の確認不足や活動範囲外の労働によって、企業が「不法就労」に担当し、厳罰に処されることもあります。「知らなかった！」ではすまされないので、以下の3つのポイントで在留カードをチェックしましょう。



### 1. 日本での就労の可否

雇いたい外国人がどんな資格で在留し、働くことが認められているかを確認します。

#### ①カード中央部の「就労制限の有無」欄を確認

- ・「就労制限なし」→制限なく働けます。
- ・「在留資格に基づく就労活動のみ可」→許可された専門分野の範囲内のみ働けます。
- ・「就労不可」→原則として働きません。裏面の「資格外活動許可」がある場合は例外的に可能です。

※「特定活動」の場合は注意！

パスポートに留められている「指定書」で許可されている活動内容を必ず把握してください。

#### ②カード裏面の「資格外活動許可」を確認

「留学」「家族滞在」の在留資格者は必ずチェックします。「許可」の記載があるかを確認。労働時間は厳格なルールがあり、「週28時間以内」。他社での勤務も含めての時間です。

### 2. 在留期間と本人確認

#### ①在留期間の満了日を確認

「在留期間の満了日」を確認します。期限切れ（オーバーステイ）の外国人を働かせることは違法になります。

#### ②原本による本人の確認

コピーなどではなく、必ず原本を提示させ、顔写真と本人が一致しているかを確認します。

### 3. 本物のカード・有効な番号か

#### ①目視による確認

精巧な偽造カードの場合もあるため、ホログラムが傾きで変色するか、透かし文字があるかなどを確認します。

#### ②アプリ・WEBで確認

出入国在留管理庁の「在留カード等読取アプリケーション」でICチップを読み、公式サイト「在留資格等番号失効情報照会」で有効な番号かを確認します。

「不法就労助長罪」になれば、技能実習計画の認定取消しといった深刻な影響も考えられます。違反を招かないためにも、外国人材の専門家と連携することもひとつの方法です。

参考資料：出入国在留管理庁パンフレット『不法就労防止にご協力ください』

## 企業様での表彰式

## ＜日本語能力試験 N1合格おめでとうございます！＞

滋賀県の輸送用機械器具製造業D社様で行われたJLPTのN1合格者表彰式にうかがいました。合格したタイさんは、2025年の7月試験でN2に合格、同年の12月試験でN1に合格しました！N2合格から半年、しかも1度目の挑戦でN1に合格。喜びの声を取材しました。「実はN2は2度受験しています。1度目の試験は合格点まで2点足らず、不合格だったので、その時点からN1の試験勉強を始めました。丸1年間、N1対策をしたことになりました。N1とN2は難しさが全然違います。特に読解が難しく、長文読解や難しい語彙に取り組みました。合格がわかった時は、本当にうれしかったです」普通の仕事や生活でも聞くこと、話すことが得意なタイさん。N1の聴解点数は満点だったそうです。特定技能になった今、これからも仕事に必要な勉強や日本語の勉強は続け、日本で長く働きたい、と爽やかな笑顔で語っていました。



企業様と幣組合職員に囲まれて記念撮影。みなさんからの「よく頑張りましたね！」「おめでとうございます」「おめでとうございます」の言葉に嬉しそうな表情を浮かべていました。

### 発行元・お問い合わせ先

TEL： 06-6152-8808 (平日9時～18時) 担当：大阪本部 広報 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体/登録支援機関)

【お近くの事業所へお気軽にお問い合わせください！】

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4階 / TEL 052-459-5280

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10階 / TEL 082-546-1222

facebookでも情報発信中！

関西技術協力センター

